

医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求

令和7年10月16日
第200回社会保障審議会医療保険部会資料・一部改変

マイナンバーカードを
持っていない方の場合

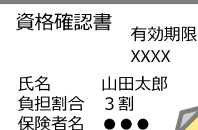
健康保険証
(~2025.12/1)



期限切れの
健康保険証
(~2025.3/31)



資格確認書
(2024.12/2~)



マイナンバーカードを
持っている方の場合

健康保険証
(~2025.12/1)



マイナ保険証
カード



※電子証明書の有効期限後3カ月
間はオンライン資格確認可

スマホ



※電子証明書の有効期限後は
オンライン資格確認不可

期限切れの
健康保険証
(~2025.3/31)



何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面



※マイナンバーカードが
ある場合、マイナポータル
からダウンロードした
PDFファイルも可



その場でマイナポータル
にログインし、表示され
た資格情報の画面を提示
※実物のマイナンバーカードは不要

※PDFファイル
のみ提示し、
マイナカード
なしでも
暫定的に可能
(~2026.3/31)

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要



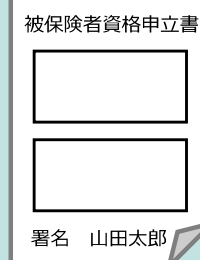
※マイナカードなしでも
暫定的に可能
(~2026.3/31)

【再診の場合】

過去の受診で
請求に必要な
資格情報を把
握していれば、
患者への口頭
確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

(事後に資格を確認)

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロード
しておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応 (令和6年12月2日以降の取扱い)

R5.7.10発出通知別添1
(一部改変)

有効な保険資格を有する方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。

【保険者等の皆様へのお願い】

- 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。

何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース

1. 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底するとともに、データ登録が行われないまま、マイナ保険証で受診することがないよう、加入者等に対して情報提供等により、こうした事象自体を減らします。

※ 自衛官は12/2以降オンライン資格確認対象になりますが、日雇特例被保険者は対象外となりますのでご注意ください。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合
(例)

- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- ・患者のマイナンバーカードの不具合、電子証明書の更新忘れ（12/2以降は資格確認は3カ月間は可能）
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

資格確認※1・2

【可能であれば、いずれかとマイナンバーカードの提示による資格確認をお願いします】

- ・マイナポータルの資格情報画面（ダウンロードしたものを含む。）（患者自身のスマートフォンで提示可能な場合）
- ・資格情報のお知らせ（患者が持参している場合）

※喪失していない資格情報か、患者に口頭で確認願います。

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・受診等された患者の皆様へ、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

※過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出を求める必要はありません。

窓口負担

患者自己負担分（3割等）を受領

レセプト請求

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報（保険者番号や被保険者番号）が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のまま、請求を行ってください。

※この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

医療費負担

- ・受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のまま請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

- ・最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。